

11月 西汗駐在所だより



下野警察署 TEL 0285-52-0110

西汗駐在所 TEL 0285-56-4585

犯罪被害者支援広報月間

犯罪被害者支援広報月間とは

県民の皆さんに、犯罪被害者やそのご家族がおかれている状況や、それらを踏まえた被害者支援の必要性、警察等が行っている被害者支援に関する活動や各種施策を知っていただき、支援の輪を広げるとともに被害者支援活動への参加を促進することを目的としています。

実施期間

令和6年11月1日(金)から11月30日(土)までの1か月間

広報事項

- 犯罪被害者等の現状と支援の必要性
- 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度
- 本県警察で行っている犯罪被害者等支援に係る各種施策
- 民間被害者支援団体が実施している犯罪被害者等支援に係る各種活動
- 性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」をはじめとする犯罪被害者等のための相談窓口

11月25日(月)から12月1日(日)は「犯罪被害者週間」

犯罪被害者週間とは、「第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)」において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前1週間(11月25日~12月1日)が「犯罪被害者週間」と定められています。

この期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的としています。

犯罪被害者の現状と支援の必要性

- 犯罪被害者等は、ある日突然、事件や事故に遭遇し、
- 事件・事故にあったことによるショックや身体の不調
- 医療費の負担などの経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミ取材によるストレス

など、考えてもみなかった困難に直面します。

犯罪被害者等の心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、時間の経過や環境の変化によっても変わることがあります。

犯罪被害者等の心の傷の回復には、周囲の方々の理解と共感と支持が大切です。

性犯罪被害者について考えてみませんか

性犯罪は、犯罪被害者の尊厳を踏みにじり、身体のみならず、精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

また、性犯罪被害者は、精神的なダメージ等から、警察への被害申告をためらうことも多く、性犯罪は特に被害が潜在化しやすい犯罪です。

性犯罪被害者等がより相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号を導入しています。

短縮ダイヤル番号は「#8103」(ハートさん)



とちまるくん@栃木県

